

○総務委員会

---

平成30年5月22日（火曜日）

午後1時0分 開会

午後5時4分 散会

---

○三橋和史委員 三橋でございます。よろしくお願いいたします。

早速でございますけれども、資産経営の観点を含む行政財産の利用、また庁舎の管理について、総務課長にお尋ねをいたします。

奈良市が所有し、また直接的並びに指定管理などの方法で間接的に管理する施設に設置している自動販売機についてでございますが、現状において合計で何台ありますでしょうか。まず、合計数だけお答えいただけますか。

○黒 利次総務課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

奈良市の施設に設置されている自動販売機の総台数でございますが、現在123台でございます。以上です。

○三橋和史委員 合計123台、奈良市の施設に自動販売機が設置されているということでございます。自動販売機を設置するということは、行政財産の一部を営利企業等に貸し付けるということでございます。当然ながら商品の売り上げもございますし、市の負担としての電気代も発生するわけでございます。そういうわけでございますから、設置業者には相当の価格で貸し付けを行わなければならないということは、これは論をまたないというふうに考えております。

ところが私の調査によりますと、奈良市では、この自動販売機の貸し付けの形態がなぜか3つに分かれているということが発覚いたしました。1つは競争入札により貸し付けを行っているもの、2つ目といたしまして行政財産使用料という極めて安価な金額だけを徴収して貸し付けを行っているもの、3つ目といたしまして、競争入札にもよらず、また行政財産使用料の徴収も行っていないというものがあることがわかっております。

まず、1つ目の競争入札により貸し付けを行っているものは、合計123台のうち幾つを占めますでしょうか、お答えください。

○黒 利次総務課長 お答えいたします。

行政財産の貸し付けで行っている台数は、現在83台でございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 奈良市行政財産使用料条例がございますよね。これに基づいて行っている分は幾つですかという質問なんですけれども、間違いないですか。

○九里雄二委員長 挙手ください。

○黒 利次総務課長 お答えいたします。

行政財産使用料で行っているものは40台でございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 済みません、1つ目の競争入札により貸し付けを行っているものが、123台のうち69台で、行政財産使用料という名目で徴収を行っている貸し付けを行っているもの、これが40台ということではないんですかね。済みません、ちょっと質問の仕方も悪いんですけれども、も

う一度整理してお答えください。

○黒 利次総務課長 お答えいたします。

入札による貸し付けで行っている台数が69台でございまして、行政財産使用料として取らせていただいている分が40台でございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 わかりました。ありがとうございます。

競争入札によりこれを貸し付けを行っているというものが123台のうち69台を占めるということで、2つ目の行政財産使用料という名目で徴収してこれを貸し付けしているというものが40台ということでございます。

それでは、3つ目の競争入札にもよらず、行政財産使用料の徴収も行われずに貸し付けを行っているものは、これは幾つございますか。

○黒 利次総務課長 お答えいたします。

14台でございます。

以上です。

○三橋和史委員 ありがとうございます。

もう一度整理いたしますと、合計123台のうち、1つ目として競争入札を行って貸し付けを行っているもの、これは69台あるということでございます。2つ目として、行政財産使用料という極めて安価な金額だけを徴収して貸し付けを行っているもの、これは40台を占めるということでございます。そして3つ目として、競争入札にもよらず行政財産使用料の徴収も行われずに貸し付けされているものが14台ということでございます。つまり競争入札を行っているものとそれ以外のものに大別しますと、競争入札により貸し付けを行っているものが69台、それ以外のものが54台ということになります。競争入札を行っている69台につきましては、貸し付け料の1台あたり年間の平均額は約21万5000円、またそれ以外の54台については、1台あたり年間の平均額は1万5718円であるということが判明しております。

もう一度申し上げますと、競争入札の1台あたりの年間の平均額、約21万5000円なんです。それ以外の54台については1台あたり年間の平均額、たった1万5718円なんです。21万5000円から1万5718円ほど差し引きますと、1台あたり20万円ほどの差があるということをおわかりいただけるかと思えます。この違い非常に大きく、試算いたしますと、入札が行われていない箇所が54台ですから、奈良市にとって、全てこれを入札しておれば年間1000万円以上もの利益が、本来生じる分があったということでもあります。現状は、年間1000万円以上も逸失利益が生じてしまっているということになります。財務会計上もこれは重大な問題であるというふうに考えております。

競争入札によっている箇所とそうでない箇所、これは二分されており、この点が非常に不可解な取り扱いというふうに思うんですけれども、なぜこのような不公平な状態が生じ、しかも奈良市に年間1000万円以上もの事実上の損失ですよね、これが発生している状態が続いてきたのか、これは理解しかねるんですけれども、取り扱いに大きな差があると、二分されている状況にあるということの理由をお聞かせいただけますか。

○黒 利次総務課長 お答えいたします。

自動販売機の設置について、目的外使用許可で行っているものと貸し付けで行っているものの違いということでございますが、庁舎における自動販売機の設置については、地方自治法上では

いずれの方法も認められておりますが、一般的には行政財産の本来の用途または目的が阻害されない限りにおいて、行政財産の効率的な利用の観点から目的外使用許可をするもの、また行政財産の有効活用の観点からその一部の貸し付けを認めるもので、庁舎等の余裕部分等について長期的、安定的な利用を促進するため貸し付けをするものがあります。奈良市の個々の自動販売機の設置状況につきましては、各施設の事情を考慮して担当課が判断されたものと考えております。以上でございます。

○三橋和史委員 本来でしたら、自動販売機を設置するというのは競争入札によるべきだと思うんですよ。これは69台は既に実施していただいているということですが、残りの54台ですか、54台については競争入札が行われていないということなんですね。今の答弁でしたらどちらでもいいというような答弁に聞こえるんですけども、そのように解してよろしいんですかね。

○黒 利次総務課長 お答えいたします。

自治法上では、どちらでやりましたが実施は可能だということでございますが、奈良市の財政状況を鑑みますと、やはり委員がおっしゃいますように入札による方法のほうが財政的にも有用であるというふうに判断いたしますので、今後につきましては、可能な限り原則として一般競争入札の方法で貸し付けの方向で考えていきたいと思っております。

以上です。

○三橋和史委員 地方自治法上どちらも認められているということの答弁をされていることにちょっと違和感を覚えるんですけども、ちょっと聞き方を変えますけれども、歳出ばかり議論されがちでありますけれども、歳入の問題ですよ。歳入の管理がずさんであるというふうに言わざるを得ない状況だと思っているんですね。奈良市が平成26年7月に自動販売機新規設置等に係る入札基準というものを策定したことがわかっています。この基準の策定目的を御説明いただけますか。

○黒 利次総務課長 お答えいたします。

平成26年の入札基準を策定した理由でございますが、当時の管財課が入札基準というものを作成したということでございますが、それ以前は行政経営課のほうで入札の手続を担当課としてやっておられまして、その後引き継ぎまして、管財課のほうから入札の取りまとめを担当課になりましたと、そのときに入札を行うに当たりましてやっぱり基準というものを設けないと、一定のルール、線引きというものを設けるために基準というものを設けたというふうに聞いております。以上です。

○三橋和史委員 先ほどの答弁にもありましたけれども、基準を設けた理由というのは、本来であれば競争入札によるべきだという理念がここにあるわけですよ。それでよろしいんですかね。

○黒 利次総務課長 お答えいたします。

そのとおりです。

○三橋和史委員 そしたら、平成26年7月1日から、自動販売機新規設置等に係る入札基準ということで私もいただいておりますけれども、この基準を設けたのはいいんですけども、基準を作成しただけで結局は設置箇所の半数近く——これ54台ですね、これが適正に運用されていなかったというのが実態であるというふうに見られても首肯せざるを得ないという状態だというふうに思います。平成26年7月の基準作成当時から、奈良市としてこの基準が——現状も鑑みまして、適切にこれが運用されてきたと考えているのかどうか、市としての認識を伺いたいんですけどもね。基準があるのに違反した状態で現状も運用されてきたということになるんじゃないですか。

○黒 利次総務課長 お答えいたします。

総務課としましては、毎年入札の募集を行いまして、その際には入札基準をもとに募集を行っております。その中で、現在54台につきましては入札による設置のほうはされておりましたが、こちらのほうは一部は今現在では入札に切りかえるというふうに報告を受けておりますし、残りの分の約40台分につきましては、ほとんどが指定管理施設における自動販売機の設置の部分でございまして、こちらにつきましては、現在、指定管理の状況が自主事業におけるものであるのか、もしくは附帯事業におけるものであるのか、そのあたりの線引きのルールが、一定ルールというところがまだ決まっていないという部分がございますので、今後、原則としては一般競争入札による貸し付けで対応できるように行っていきたいと思いますが、そのあたりの課題を把握し、整理した上で進めていきたいと思っております。

以上です。

○三橋和史委員 今後のことは、それで十分改善していただいたら結構なんですけれども、現状の認識を私、伺っているんですね。基準が策定されているのにこの基準に基づいた実態になっていないから、この基準に違反している状態にあるんですよという当然の認識をあえて確認させてもらっているんですけれども、それに正面から答えていただきたいですけれども。

○黒 利次総務課長 お答えいたします。

基準で募集はしておるんですけれども、今までは手を挙げられなければ、取りまとめ課としましては、各課からの応募がなかったという判断でやってきたという事実はございます。

以上です。

○三橋和史委員 総務課長の立場もわかりますけれども、理事者の皆さん、市長の委任を受けてここで答弁されているわけであって、総務課としてはこうだけれどもという答弁じゃ、やっぱり困るわけですよ。奈良市としてどういう考え方、認識であるのかということを知っているのですね。そういう観点で答えていただきたいんですけれども、入札基準というのを私、いただいています、入札によることができる分はもう入札をするんだという考え方が、平成26年7月の時点でもう示されているわけですね。これはもう疑いようのない事実であります。

先ほどの答弁でもありましたけれども、入札によることが妥当なんじゃないのかというのを聞いているんですけれども、地方自治法上こういうものでも認められているかどうかというのは一理あるんですけれども、そういう次元のことを聞いているんじゃないなくて、地方自治法で2つのやり方があるにしても、どちらの規定を適用してこれを進めていくのかという入りの段階の議論をしているわけであって、両方の規定があるから大丈夫なんだというようなことを言われても、それはちょっと議論がかみ合っていないわけですね。

それを言うなら、地方自治法上、第2条第14号に、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないというふうにここに規定されているんですよ。これに違反しているというんじゃないんですか。あえて聞きますけれども、いかがですか、現状は。

○黒 利次総務課長 お答えいたします。

先ほどとも重なるかもわからないんですが、施設の利用と利便性と市民のサービスの向上や地域経済の活性化の推進、公有財産の有効活用の観点から、原則として一般競争入札による方法のほうが生市の収入に関しても有用であると考えられますので、そういう意味では入札による貸し付けで行ってほしいというふうには考えております。

以上です。

○三橋和史委員 答弁になっていないんですよ。現状に対する認識がこれに違反しているんじゃないですかという質問ですんで、答えていただけますか。

○黒 利次総務課長 お答えいたします。

違反という意味では、自治法のできるだけ最低で効果を発揮するという部分においてはそうなるのかもわかりませんが、今現在が使用料で施設自動販売機を設置していることそのものに関しましては必ずしも違反であるというふうには思っておりません。ただ市の歳入のことを——先ほども申し上げましたけれども、考えますと、やはり入札による設置のほうがいいのかなというふうには考えております。

○三橋和史委員 市の歳入面にとって、市にとって最大の効果が上がるのは入札なんだというふうなことをおっしゃっていますんでね。やっぱり最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならぬと、地方自治法第2条第14項に書いている規定には現状反している状況なんだと、だから変えるんだということであれば、まだ答弁としては納得できるんですけども、現状でも別に構わないんだというような答弁では、ちょっとやっぱり問題の認識としてまず共有できていないというふうに思ってしまうんでね。ちょっと時間もありませんので、次に行きますけれどもね。

片や69カ所は入札していて、54カ所は行政財産の使用料、あるいは随意で契約しているというふうな状況だと、平等原則にも違反していると思うんですよ。そういった面から、現状は私は違法であるというふうに思っています。だから、変えていただく必要があるというふうに思って質疑をさせてもらっているわけなんですけれども、その点まず共有していただいて、次の質問にまいります。

さらに、私の調査を重ねておりましたら、競争入札にもよらず行政財産使用料の徴収も行われていない箇所の問題ですね。これは全て環境部の施設で設置された14台分についてですけれども、設置業者からは1台あたり年間わずか3,000円程度しか支払われておらず、中には1円の支払いもなされずに設置されている箇所もあるということが判明しております。額については、やや誤差があるかもわかりませんが、市民の財産を使って公務員が勝手に特定の業者に利益供与をしていると言われても仕方がないような実態、異常な手続、異常な金額を設定して自動販売機のスペースを貸し付けている実態があるというふうには言わざるを得ないわけでもありますけれども、なぜこのように安価に過ぎる水準、もしくは特定の業者に対して無償で、しかもその電気代も含めて奈良市の負担で、つまり公費で設置されているのかというのがわからないんです。その点お答えいただけますか。

○黒 利次総務課長 お答えさせていただきます。

環境部に設置している自動販売機につきましては、職員等の福利厚生用として設置しているものでございまして、市場の市価の通常の販売価格より安価で提供されているものでございます。自動販売機の設置事業者との協定により、一部は光熱水費相当分、あるいは自動販売機によっては売り上げの一定率を貸し付け料としているものでございます。また、使用料等を徴収していない、こちらに関しましては、施設の中で職員が働いているという福祉的な観点から、一部無償で貸し付けているというふうに私どもでは聞いております。

以上です。

○三橋和史委員 私、今の答弁を聞いてびっくりしているんですけども、私、入手した資料によりましたら、平成26年7月に先ほど申し上げた基準が設定されているということですね。その2

年後、平成28年7月に設置場所が奈良市の施設であるということで、これは奈良市の施設にもかかわらず、市職員の親睦会というのが——これは私的な団体ですよ、これが管理していたという事実が発覚しているんです。市の施設でありながら職員の親睦会が管理していたのが問題だということで、平成28年7月に親睦会から奈良市に移管を受けたんですけれども、こういう経緯から踏まえて、これが市の判断として職員の福利厚生のために設置した自販機なんだというふうな答弁は、これは後づけもいいところだと私は思いますよ。平成28年7月までの期間、設置場所が奈良市の施設であるのに市職員の親睦会という私的な団体が管理していたという事実、これはまず間違いありませんよね。

○黒 利次総務課長 お答えいたします。

環境部のほうからは、そのように、事実であると聞いております。

○三橋和史委員 親睦会というのは市職員で構成する私的な団体でありますけれども、平成28年7月までの期間、自販機の設置による収入、利益は、奈良市には入らずに市職員のその団体、もしくは市職員個人に入っていたということになるんですか。

○黒 利次総務課長 お答えいたします。

恐らくそうだと思いますが、（「ええー」と呼ぶ者あり）その詳細につきましては私どもではちょっと把握はできておりません。

以上です。

○三橋和史委員 詳しく質問内容も通告していて把握できていないという答弁はおかしいと思いますよ。取りまとめをしている課が総務課だったら、しっかりと責任を持って庁舎管理の観点からも答えていただかないといけないわけでありますんで。

今、そういう市職員の私的な団体に収入、利益が属していたかもしれないという答弁なんですけれども、この私的な団体に奈良市に帰属すべき収入が流れていたということは大問題じゃないですか。奈良市として本来は市に入るべき金額の損害が発生しているわけですから、これを勝手に取得していた職員の私的な団体、もしくは利益を受けていた職員に対して不当利得として返還請求していかなければいけない。損害賠償請求していかなければならないんじゃないですか。それはいかがですか。

○黒 利次総務課長 私が聞いている範囲では、平成28年の5月に環境部の職員の不祥事があって、その不祥事を起こした職員がこのような親睦会の名義のほうで行っていたというふうには聞いておりますんで、ちょっとそのあたりの詳細がはっきりわからないんですけれども、もし事実でしたらその辺の処理を当時やったのかどうかというところまで、ちょっと把握ができていない状況です。

以上です。

○三橋和史委員 平成28年8月1日付で奈良市に管理が移管され、その収入が奈良市の帰属となるように改められたということでございますけれども、それで解決したということにはなりませんよね。環境部に設置されている自動販売機、これは入札も何も行われていない状況がいまだに続いているんです。これ、極めて安価で行政財産を貸し付けた状態のまま現在に至っているということなんですけれども、私も内部文書を取得いたしましたけれども、平成28年8月に市に一応移管したと、ところが金額面などについては一切の見直しが行われていないんですね。組織運営上のコンプライアンスにも抵触すると思うんです。

平成26年7月に基準を定めた。そして、これに沿って改められてこなかったということだけで

はなくて、それから2年後の平成28年7月、遅くとも8月1日までに、問題であるとの認識を組織として持っていたにもかかわらず、つまり奈良市役所として問題を認識していたにもかかわらず、これを取りまとめる部署、また市長や副市長も認識されていると思うんですけども、これは改められなかったということ自体がすごく問題だと思うんですね。この問題がなぜ見て見ぬふりをされてきたのか、まず納得のいく説明を、そしたら副市長、していただけますか。

○向井政彦副市長 今おっしゃいましたように環境部の部分につきましては、その事件のときに再発防止グループか、済みません、ちょっと名前ははっきりしませんが、そういう職員で環境部のいろんな環境改善策とか再発防止策、問題点というのを洗い直した中に、おっしゃいましたようにこの自動販売機の部分がございました。それが親睦会名義になっていたと、ただ親睦会に行政財産を貸しているのであれば、市が行政財産使用料を取るなり——普通はですよ——取るなり減免するなり何らかの方法があると思うんですけども、そこはちょっと今持っている資料ではそこまで詳しいことがわかりませんが、市としては、環境部の一連のあの事件のときにその部分の事実をつかんでいたと、そしてそれは改めるべきとして市のほうで契約をするという方法になっていたというふうに認識しています。

○三橋和史委員 市に移管するという事は、それは理解できるんですよ。これ、当時の起案文書です。平成28年8月1日付でありますよ。この起案文の中に、これらの自販機については職員親睦会等の管理が継続しており、早急に市の管理物件に是正すると、ここまではわかりますね。そして、今後早急に入札による設置に改定するものとし、当面の間、一時的な措置として現状の契約のままその名義を市に変更することとしますというふうな起案になっているんですね。ところが何もされていないじゃないですか、今は。無償で貸しているところもある、電気代も市が負担なんだと、こういう実態を組織として認識してるのに改めていないというところの問題は、どのように理解したらよろしいんですかね。非常に理解に苦しむわけです。なぜこの方針が見過ごされてきたのか。特に環境部の案件だけがこのように特定の業者に対して、しかもすごく安価で、あるいは無償の貸し付けということで特別扱いされていると、全く理解できないので速やかに改善を図っていただきたいというふうに思います。

それは結構です。ちょっと時間も……（黒 利次総務課長「済みません。委員長、よろしいでしょうか」と呼ぶ）いや、もう答弁を求めているので。（黒 利次総務課長「訂正だけ。ありがとうございます。いいですか」と呼ぶ）

○九里雄二委員長 訂正ですか。

○黒 利次総務課長 はい。最初の御質問で、入札による貸し付けについての質問に関する答弁中、69台と申し上げますところを83台と誤って申し上げてしまいました。おわびして訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○三橋和史委員 どうも訂正ありがとうございます。

改善していただきたい。そして、過去の問題があるんなら徹底的に調査していただきたいというのが私の質問の趣旨でございますので。

そしたら、次ですね。

ちょっと時間がありませんので、法制事務についてお尋ねいたします。

平成30年4月16日付で、私から市長に対して文書質問を行った事項でございますが、奈良市の一部の条例につきまして改正漏れがあったということを指摘いたしました。その際に私から法務ガバナンス課長に対して、奈良市が所管する全ての条例の改正漏れ、これがないかどうかを再確

認すべきだというふうに促したところでございますが、それを受けて調査を実施されたのかどうか、調査を行った場合にはその内容や結果はどうであったのか、御説明いただけますか。

○中村 仁法務ガバナンス課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

委員の御指摘の後、全庁的に調査をしたところですが、全庁的に各課に通知を流して各所管で再点検を行うとともに、法務ガバナンス課のほうでも調査を行ったところです。

その結果につきましては、確認中の部分もありますので何件というのはちょっとお答えしにくいところなんですけれども、これ以外にも何点かの条例について改正漏れがあったところを確認しているところです。

以上です。

○三橋和史委員 改正漏れがあった部分については、6月定例会に必ず必要な条例改正案を出していただきたいというふうに思います。やっぱり奈良市は中核市ですから、二千何名の公務員さんが各部署に分かれて、各専門の分野について毎日仕事をされているわけでありまして、1年かそこら前に議員になってきた若造にこうやって指摘されるようでは、やっぱりぐあいが悪いわけですよ。やっぱりもうちょっと専門性を持って、法律・条例についてもしっかりとその能力を高めさせていただく、意識を高めていただく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、見直し、また改善策を実施していただくようお願いいたします。

これに関連して、人事課長にお尋ねをいたします。

法制事務の観点から職員養成をすべきだということは、ことし平成30年2月、また3月ごろから、私、委員会等で指摘してまいりましたけれども、採用試験や昇任試験、人事考課などを通じて、客観的な指標を用いて各職員の法務能力の把握及び向上を図っていくべきであるというふうに申し上げたところでございますが、これを踏まえてその後の検討状況、新たな方針等についてお尋ねするんですけれども、昇任試験において、まず法務分野の知識や能力を問う内容を導入すべきというふうに意見したことについての市の対応状況を教えていただけますか。

○鈴木千恵美人事課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度の昇任試験におきまして、筆記試験の中で法令に関する知識を問う等、法令知識の向上につながる要素を試験に取り入れることを予定しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 導入していくということによろしいんですかね。私が提案したのが平成30年、ことしの2月・3月ごろでございますので、速やかな検討をしていただいて導入する予定であるということにつながったことについては、市の対応を高く評価したいというふうに思っております。

昇任試験にも中級試験、係長試験、管理職試験とございますけれども、形式的なものとはせず、むやみに職員の負担にならないように留意しながら、実体を担保して有効的な内容で実施していただくようお願いしておきたいというふうに思います。

昇任試験を受けない職員に対しても、法務能力の把握及び向上につながる取り組みも必要であるというふうに考えておりまして、昇任試験で導入していただくということでそれは結構なんですけれども、ほかに例えば民間企業などでは習得すべき資格や技能を取得した者に対して、点数化など客観的に把握できる方式で処遇や評価に反映させるなど、自己啓発に取り組む動機づけを行う工夫が行われているというふうな事例も多くあるということは申し述べてまいりました。これについても、職員の自己啓発を促す仕組みの一つとして、引き続き効果などをよく検討して



研究していただきたいというふうに思うんですけれども、この点についてはいかがですか。

○鈴木千恵美人事課長 お答えいたします。

本市の人事考課制度は、資格取得をもって直接的に評価が上がるような仕組みではございませんが、一般職の能力考課項目の一つに自己能力開発を設けており、業務に関連する知識や情報等を習得、活用する行動や、みずからの能力向上のため研修会等への積極的な参加等を着眼点として評価することとしております。例えば業務に関係する資格取得を人事考課で目標設定し、達成すれば評価することもインセンティブになると考えられるところでございますが、業務との関連性等評価手法を慎重に検討していく必要があると考えております。

今後も、他市や民間企業の事例も参考に、さらなる職員のモチベーションアップにつながる方策を研究してまいります。

以上でございます。

○三橋和史委員 慎重に検討していただけるということでございます。大手企業などにおいても広く用いられているような方法だということが言えるものだと思いますので、単なる検討に終わらず、努力してよく勉強している職員、また自己の努力を公務に生かしていこうという職員、これを高く評価するような市役所を目指して、よく内容を検討していただいて将来の組織の礎を築いていただきたいというふうに思っております。

以上で私の質問を終わりますけれども、先ほど総務課長、また人事課長、法務ガバナンス課長に質問いたしましたけれども、法制面、きっちりやっばり見直していただきたいというふうに思いますので、質疑した所管課長だけではなくて、全庁的にやっばり見直ししていただきたいということをお願いいたしまして、私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。